

公 告

下記のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 8 年 6 月 4 日

収支等命令者
佐賀県玄海水産振興センター所長 山浦 啓治

1. 競争入札に関する事項

- (1) 工 事 名 漁業調査取締船「まつら」定期検査及び修繕工事（甲板部）
- (2) 工事の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 17 日（水曜日）まで
- (4) 工 期 落札後決定する。
ただし、船舶検査証書有効期限内に定期検査を受検し合格することができる期間。
（船舶検査証書有効期限 令和 9 年 1 月 18 日）

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加届の提出期限の時点で有していること。
- (2) 船体保全のため乾ドック又は浮きドックによる上架設備を有すること。
- (3) 近県（長崎県・佐賀県・福岡県・山口県）に本店、支店又は営業所を有し、近県（長崎県・佐賀県・福岡県・山口県）で施行可能な事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

- (6) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
 - ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

3. 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届及び営業概要書を下記の日時までに郵送して下さい。

提出した関係資料等について説明を求めた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出期限

令和8年6月15日（月曜日）15時必着

(2) 提出先

佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9 TEL 0955-74-3021

佐賀県玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当

担当者 板橋・森山

(3) 仕様書等の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手して下さい。

4. 現地説明会

実施しません。

5. 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 日時

令和8年6月24日（水曜日）13時30分

(2) 場所

佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9
佐賀県玄海水産振興センター（1階 会議室）

(3) 入札方法

入札は入札書（別紙に準ずる）により、本人又は代理人が持参すること。
ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙に準ずる）を提出すること。
なお、再度入札を行うことがあるので、入札書は必ず3枚以上を持参すること。

(4) 開札に関する事項

開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格がない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期又は郵送による入札方法への変更、若しくは入札を取りやめることがある。

(入札の延期又は郵送による入札方法への変更若しくは入札を中止する場合は、当センターより通知します。)

(5) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。
- エ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 国際情勢による原材料等の急騰及び入手困難への対応について

- ア 佐賀県建設工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)を準用する。
- イ 落札者は、前号アの規定の準用に伴い、落札価格の算出根拠である原材料等の内訳を、契約日から一ヵ月以内に提出すること。

(7) 契約書作成の要否 : 要

(8) 入札参加を得るための申請方法

佐賀県ホームページを参照